危険負担　H01-09-1　≪#399≫

【問】 正誤をつけよ。

　A所有の家屋につき、Aを売主、Bを買主とする売買契約が成立した。家屋の所有権移転登記後、引渡し前に、その家屋が天災によって滅失した場合、Bは、Aに対し代金の支払いを拒むことができる。

【答え】 正しい

≪ポイント≫　債務者の危険負担

　当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、**債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。**（民法 536 条 1 項）

⇒　なお、契約が残存するため、**解除**する場合、**債権者の解除**の意思表示を要する